

平成23年6月24日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21780210

研究課題名（和文） 非農家主導型地産地消の成立条件と効果に関する研究

研究課題名（英文） The study of Establishment Process and Effect, about the Local Production for Local Consumption by Non-Farmers

研究代表者 中村 貴子（NAKAMURA TAKAKO）

京都市立大学生命環境科学研究科 助教

研究者番号：70305564

研究成果の概要（和文）：非農家による地産地消には、民間主導型と行政主導型がみられる。民間主導型では、個人的なつながりから発展したものが多く、それ以上に広がりを見せない。一方、行政主導型でも、地産地消の場合には、物流への支援を行うところもあるが、物流の支援ではなく、調理を伴う食とセットにした地産地消の推進方策を立ち上げているところでは、立ち上がりは行政主導ではあっても、一度展開すると、民間が独自に地産地消を発展させる動きを作っていく傾向のあることがわかった。

また、行政主導型でも、市町村による主導と都道府県による主導でその成立条件と効果に違いがみられた。市町村主導による地産地消では、市長の意向が強いこと、職員にキーパーソンがいることなどが必要条件と考えられ、学校給食における取組は大変教育効果が高くなると推察される取り組み方法で展開していることが明らかとなった。一方、都道府県行政主導による地産地消は、観光振興、伝統食の保全や新メニューによるブランド開発などにつながる事が明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：We can find two types of the Local Production for Local Consumption by Non-Farmers. There are two types. The one is established processes by Individuals, and the other is established by Administrations. The former is established by connection of the type of individual. And they have not expanded any more than present conditions. In the case of another we may show an expanse. When it is accompanied by cooking used Local Productions. I clarified tending to widen local production for local consumption in individuals connections even if I began by Administrations.

Another, the case of established by Administration have two types. The one is city Administration and another is districts administration. I clarified the mayor is interested in local production for local consumption and There be the staff becoming the key person, and so on in the case of city one. In addition, it was revealed that I developed a school meal method with an education effect very much. Another, in the case of districts administration, I clarified that local production for local consumption led sightseeing promotion, the maintenance of the food culture, promoted new food culture, and so on.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：農業経済

科研費の分科・細目：農業経済

キーワード：地産地消、地産地消推進店、食育、食文化、観光振興

1. 研究開始当初の背景

1980 年後半に地産地消という概念が登場する。その後、地域の農産物を消費する地産地消活動は地域の食文化を保全することであるという価値観が、結城登美雄氏によって提唱されるものの、実証的な研究はなされていなかった。また、地産地消の代表的取組として直売所がよく取上げられるが、直売所における購入者の意識調査研究はよくなされており、回答者は概ね新鮮、安心・安全、安価にその優位性を見出しているが、地産地消がどのように捉えられているかという視点では分析されたことがなかった。一方、地産地消の取り組みがもたらす意義については、慶野征吉氏によって「地産地消とは、第一に地域の見直し運動である、第二に食の見直し運動である、第三に農業の見直し運動である。」とまとめられているが、地産地消の広がる過程についての研究はなされていない。

2. 研究の目的

これまでの地産地消研究を踏まえて、直売所利用者における地産地消の認知度および購買行動における地産地消の地位に関する研究、非農家主導型の地産地消の情報収集、非農家主導型の成立過程、その取り組みがもたらす効果の成り立ちについて明らかにする。

3. 研究の方法

- (1) 直売所におけるアンケート調査
- (2) 情報収集のための資料収集
- (3) ヒアリング調査および資料収集により、各取り組みの成立過程ならびに各取り組みがもたらす効果と地産地消の広がり方についての考察

4. 研究成果

(1) はじめに

今日、食育基本法や六次産業化推進法の制定により、非農家主導型の地産地消が増えていると考えられる。本研究では、これらの取り組みを非農家主導型地産地消と称し、その実態を明らかにすると同時にその効果について考察した。地産地消の情報を集めた段階で、民間の主導でも行政との関わりが深い場合の多いことが明らかとなった。したがって非農家主導型には、大きく分けて 2 つのタイプがあるといえる。一つは民間の主導であり、一つには行政の主導である。なお、実態調査の結果から行政主導でも市町村主導と都道府県主導によって内容及び効果の内容に異

なる点のあることがわかった。

(2) 直売所利用者の地産地消への関心
アンケート調査実施の概要

場所：京都府宇治田原町の直売所にて

方法：対面聞き取り方式

実施日程および回収数は以下のとおり。

2009 年 5 月 1 日午前のみ 45 部、6 月 5 日午後のみ 15 部、7 月 3 日終日 76 部、8 月 3 日終日 71 部、8 月 4 日終日 55 部、8 月 6 日終日 83 部、8 月 7 日終日 66 部、8 月 8 日終日 125 部、8 月 9 日 150 部、合計 686 部

地産地消について、

「意味も分かる」64.6%、「言葉は知っているが意味は知らない」5.3%、「知らない」30.1%となっている。

2010 年にもアンケートを実施している。

場所：京都市左京区大原の直売所

方法：対面聞き取り方式、一部対面手渡し
郵送方式

実施日程および回収数は以下の通り。

2010 年 10 月 19 日、11 月 14 日

390 部配布、293 回収（回収率 75.1%）

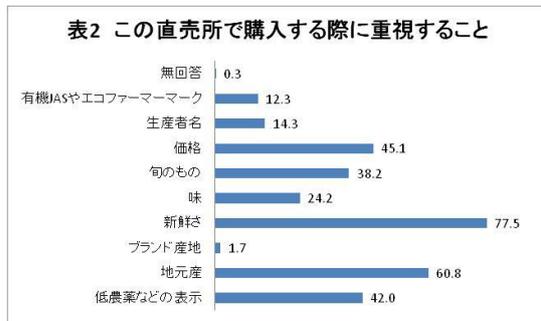
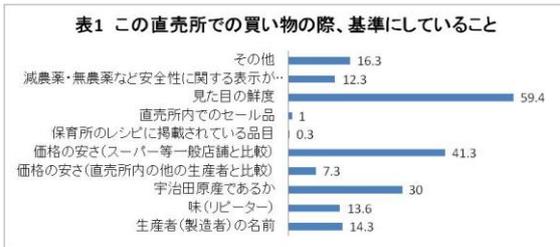
地産地消への関心について、

「かなり高い」46.1%、「やや高い」29.0%、「ふつう」20.8%、「やや低い」1.0%、「低い」0.3%となった。

以上のことから直売所のように関心が高いと思われる層にさえ、認知においては 70.0%、関心の高さにおいても何らかの関心があるとの回答は 75.1%である。

一方、購入するときの優位性について尋ねたところ、宇治田原町では、表 1 の通りであり、大原の直売所での結果は表 2 の通りであった。いずれも複数回答可能の質問である。

これらのアンケート結果から、地産地消の取り組みは、地産地消だから消費者の支持を得るというものではなく、直売所内ですら地元産のものが購入動機になっているのは、宇治田原町で 30%、大原で 60.8%である。この割合が示す意味について考察する。宇治田原町の直売所では、地産地消の意味を知っている回答者に比べて地元産を商品選択の基準にする割合は低い。一方、大原でも地元産を重視する割合は 60.8%と地産地消に関心があるという回答者の割合の 75.1%よりも少なくなっている。すなわち、知識として知っている、関心が高いという自己評価が必ずしも購買動機につながっていないことがわかる。



資料) 表1、2ともにアンケート調査より作成

(3) 食の推進条例による地産地消

1) 福井県小浜市における地産地消

2001年に「食のまちづくり条例」が制定され、身土不二に基づいた地産地消の観点から生涯にわたる食育の機会の確保を規定している。食のまちづくりの拠点施設として「御食国若狭おばま食文化館」が設置され、2004年には全国初の食育政策専門員を配置し、「食育文化都市」を宣言している。この食育政策専門員は外部者を採用している。(引用文献：佐藤由美著『食のまちづくり』学芸出版社、2010年)

小浜市の学校給食における地元産利用については、ユニークなネーミングで取り組んでいる。できる限り近くのもの(同じ校区のもの)を使用する「校内型学校地場産給食」という方式である。給食は自校方式(学内に調理場がある。)であり、各農家が各学校へ納品することになっている。生産者は高齢者が多いが、品目数を増やすなど生産努力に努めている。また似顔絵看板を農地に設置したり、給食感謝祭で子どもたちが生産者にお礼を述べたりしている。

2) 愛媛県今治市における地産地消

1983年から地産地消の学校給食を開始している。全国でもトップレベルでの早さで始めたのではないかと思われる。地産地消を進めていくには、安全な農産物を生産する者を確保しなくてはならないとの観点から、生産者の育成を目指した「実践農業講座」が開始されている。2009年度には10年目を迎え、既に150人を超える修了生がいる。今治市が「食と農のまちづくり条例」を作成したのは2006年である。2005年1月に市町村合併が進められ、旧今治市の「安全食糧都市宣言」は合併とともになくなるため、新たな宣言と

して、本条例が制定された。また特徴的な取り組みとして、学校農園での生産が有機JAS認定を受けたり、生徒たちによる献立コンクールを行ったりしている。その日に出されたメニューの説明が給食の時間に放送され、子どもたちは様々な形で地元産のものに関わっている。これらの取り組みは、市の職員である安井氏が仕掛け人となっている。(引用文献：安井孝著『地産地消と学校給食』コンズ、2010年)

(4) 地産地消推進店認定による地産地消

1) 鹿児島県における地産地消推進方策

地産地消推進認定店は、当初255だったが現在は423になっている。内容をみると飲食店が多いが、惣菜店、直売所なども認定されている。流通業者の認定はない。この活動が始まってから、鹿児島県の局主導で商談会が行われ、地域がまとまって学校給食に納めることになったケースもある。また、地域内の推進店が集まって、同じ名前のメニューを作った食のブランド化を図っているところもある。地元産を活用した新メニューの開発について料理人へ、またパッケージを地元高校生に県が依頼して作る事業も展開している。そもそも推進店の企画は、「旅を楽しむ食」の提供をするために始まっており、県のホームページには、推進店が掲載されている。推進店めぐりや大規模農場での収穫体験などのグリーンツーリズムとも合わせた観光振興も図っている。各市町村では食育推進基本計画をたて、観光と結びつける事業も展開している。同時に鹿児島県では学校給食での利用推進も図っている。小規模の学校が多く、生産者組織と学校栄養士をつなげる働きかけを県が実施して、76の組織が誕生している。県独自の調査によれば、学校給食での地元産利用割合の平均は68%である。

なお店舗が認証される仕組みは、「かごしまの“食”交流推進会議」が登録団体を認定することになっている。推進店間の情報交換については、月に1回位は双方の情報をメールで流すようにしている。本事業は食育推進基本計画に基づいており、ブランド化事業とは別である。

2) 群馬県における地産地消推進方策

群馬県では地産地消推進店の認定を行っており、認証店のガイドブックが無償で提供されている。ガイドブックに掲載されている店舗数は249で、直売所、レストラン、旅館・ホテルのほか、生協およびスーパーなども推進店に認証されている。群馬県庁のレストランにも地産地消推進店が入っている。

JA高崎へのヒアリング調査によれば、高崎市内の学校給食の56%で地元産が利用されている。JAが協力的であることが成立要因として大きい。学校給食に提供する農産物は減農薬のものを使用し、JAでは減農薬で

あることを認定する認定委員を設置している。生産者は生産計画を立てて生産し、出荷前にはJAによる検品がある。給食の提供はセンター方式となっている。平成12年から平成13年にかけて、遺伝子組み換え大豆が輸入されるようになったとき、子どもたちに安全・安心な醤油やソースを出したいということで、学校給食用に作った醤油であるが、余った分は消費者へのおすそわけで販売したところ、人気があり、現在ではブランドとして確立している。ソースの方は、生産者がトマトと玉ねぎを生産して、6月位に仕込まれる。

(5) アンテナショップおよび六次産業化による地産地消

1) 兵庫県神戸市垂水区垂水商店街内にあるアンテナショップ

兵庫県神戸市垂水区にある垂水商店街では、旧八千代町（現多可町）のアンテナショップがある。週に3回産地から直接生産者の手によって運ばれた農産物が店頭で並べられ、農産物をはじめとして、加工食品や手芸品なども合わせて販売されている。当初から役場の役割が大きく、売り上げは高いものの助成金は必要である。

2) 群馬県高崎市

JA たかさきが地元商店街の一角にアンテナショップを展開している。これは高崎市からの委託で、雇用促進と町の活性化を兼ねて、地産地消を促進するために展開されたもので、主にJA高崎とJAはぐくみの一次産品が取り揃えられている。背景には、町にマンションができて住民が増え、その人たちにも地元産の一次産品や加工食品などを提供する機会を増やすためである。市がアンテナショップの設立を決めたことに対して、商店街も協力的である。商店街でも特別栽培の物を消費者に提供したいと考えており、商店街からトラック市の要望などもある。ヒアリング調査によれば、アンテナショップの課題は、需要量に対して供給量が少ないことである。また、すぐに食べられる形態の加工品やフルーツ系への需要が大きいなど、農村内直売所とは消費者ニーズが異なる。店舗の大きさもあり、採算ベースに乗せるのは容易ではないとのことである。地元産の調理方法などを広めるために、公民館活動を利用する動きも出てきている。公民館活動の中で農業体験をしたり、料理教室をしたりすることで、地元産の利活用を向上させる動きが一部でみられるようになっている。

3) 滋賀県愛荘町の地元産加工品づくり

滋賀県愛荘町は愛知川町と秦荘町が合併して誕生した町である。旧秦荘町では山芋が特産品としてあり、既にブランド品として確立している。しかし、担い手の高齢化が進んでいること、ブランド確立のための総合的な

規範が遵守されていないことから、一部でブランド品としての価値を下げるような安く売るといった行動がみられる。こうした動きが懸念される一方、町の活性化を図らなければならないとする商工会会員の意思があり、商工会を事務局として山芋の特産品開発が行われた。山芋は粉に加工され、山芋の粉を関西の食文化である「うどん」の原材料とした乾麺の販売が始められている。商品開発には、商工会の助成金を活用し、商工会と地元の生産者とが話し合いを重ね、同町内で加工品用いわゆる規格外品を販売することで価格の安い山芋ができるだけ流出しない方向性を確立しつつある。乾麺の販売については、商工会のルートで販路される。今後の課題は、山芋栽培の継承であり、地域内の若手生産者とその栽培方法を学ぶところまで、商工会が主導しており、今後、山芋の栽培技術が継承されるような体制を作るところである。

(6) 総合的考察

当初想定していた個人主導の非農家主導型の地産地消は、個人的なつながりの地産地消でとどまっていること、民間が運営するアンテナショップの展開においても行政がかかわっていることが明らかとなった。つまり、個人主導型の地産地消が広がりを持つためには多くの課題を解決しなければならないようである。そこで非農家主導型という定義を少し拡大して、行政も非農家と定義すれことにした。行政主導によって地産地消の取り組みが開始されたには違いないが、その取り組みが行政主導の枠を超えて、民間内で繋がる取り組みに拡大するという現象のみみられることが明らかになった。さらに、行政主導型でも市町村主導型と都道府県主導型では異なる展開が明らかとなった。すなわち、市町村主導による地産地消では、市長の意向が強いこと（条例化）、職員にキーパーソンがいること、などが必要条件と考えられ、学校給食における取組は大変教育効果が高くなると推察される取り組みを展開していることが明らかとなった。一方、都道府県行政主導による地産地消では、ホテルや旅館などの観光施設を地産地消推進店と認証することで、農業以外の異業種も巻き込んでいること、推進店の情報をHPで公開することによる観光振興がはかられていることが明らかとなった。一方、県の展開枠を超えて、直売所の活動が活発になり、推進店同士による統一メニューなど新メニューによるブランドの開発にもつなげていることが明らかとなった。この展開は当初想定していた非農家主導型の地産地消といえ、これらの事例は行政主導型で始まっても民間主導型が誕生することを示唆している。

地産地消という言葉は以前よりも浸透してきたといえるが、地産地消に関心を高め、

消費者が購入する動機とするには、調理とセットでの拡大が有効な手段になるようである。それは結果として食文化を形成する始まりにもなる。また地産地消を推進する際には、食文化の形成を意図せずとも、地産地消を進めるために異業種が集まる機会を持てば、自然と食文化の形成の図られることが事例調査により示唆された。今後は、直売所やアンテナショップのような販売所でも利用者に地元産の調理の伝達や利用者と共にメニュー開発を行うことで地元産購入の動機は高まるかもしれない。

以上のことを踏まえると、地産地消は行政主導でも民間主導の非農家主導型地産地消へと転換する可能性のあることが明らかとなった。ただ、今回は先進事例を調査したことから、現時点では、こうした動きが地産地消による特徴といえるのか、あるいは地域性によるものなのか分析するまでには至らなかった。これらの点については今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

保育所児童の保護者世代における地産地消への認識に関する研究 「地域農林経済学会」2009年10月25日、高崎経済大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況(計◇件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 貴子 (NAKAMURA TAKAKO)

京都府立大学・生命環境科学研究科 助教

研究者番号：70305564

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：